



しっかり休む。しっかり学ぶ。

忙しかった1学期も間もなく終了、夏休みまであとわずかとなりました。とはいえ、最近では期間自体が短縮され、三者面談・部活動・就職指導・補講・体験入学などもあって、夏季休暇の消化すらままならないような状況があります。今年はさらに賃下げ提案、ますます暑くなります。

それでも、やはりホッとするのもこの時期です。休めるときに、しっかり休んで心身をリフレッシュしましょう。

《夏季休暇＝特別休暇5日》

1日単位(半日でも1日とする)です。校長が校務に支障がないと判断した場合には、夏休み中でなくても6月1日から9月30日の間で取る事が可能です。

《家族休暇＝特別休暇3日》

高教組が強く要求し、夏季休暇の日数拡大とともに実現しました。次の場合にとれます。①18歳までの子どもの、保育所・幼稚園を含む学校行事(父母面談や家庭訪問等も含む)に参加する場合、②運転免許証の更新、③職務に関連して図書館、美術館、博物館に行く場合、④勤続10・20・30年・または55歳に達する職員が心身のリフレッシュを図るとき。日数は3日間で、時間単位でもとれます。独身者もとれます。

研修とは違い、報告義務はありませんが、県教委は、総務省の指示により、「知識・教養活動の厳格化」をすすめています。基本的にはこれまでと大きく変わることはありません。

《振替・代休》

休みの日に勤務した場合、8週間後までの期間に取れます。(週休日の振替は、前4週間も)

納得できない対応があった場合は、
分会・高教組に相談してください。

《研修》

「教員は授業に支障のないかぎり、校長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行なうことができる」(教育公務員特例法22条) 研修は教員にとっては義務であり、権利です。しっかり研修できるように工夫しましょう。民間の教育団体、研究団体が主催する研究会も研修となります。

《自宅研修について》

「校長から“夏休みの自宅研修は認めない”のような発言があったがどうなっているのですか」という質問が時々寄せられます。

県教委からは、「今までと変わったところはない」との返答を得ています。

また、「この内容なら学校でできるから出勤するように」「研修は長くても1週間ぐらいで」などという管理職もいるようですが、全く不当な権利侵害です。県教委は「そのような“具体的”指導はしていない」と明言しています。

例年、高教組が行っている教職員評価制度アンケートでも、「力量向上には、評価制度ではなく、教材研究・個人での自主的研修(読書・旅行・講演会など)が役立つ」との回答が圧倒的多数です。

長期休業中でなければできない、教職員としての「資質を高める」「専門性を高める」自主的研修をおおいに行いたいものです。

＜教育公務員特例法＞

第22条(研修の機会) 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

